

平成 29 年度

東大阪市包括外部監査結果報告書
【概要版】

〔東大阪市教育委員会の
学校教育に係る財務に関する事務の執行について〕

平成 30 年 3 月

東大阪市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	2
5. 監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査の対象	2
6. 監査の実施期間	3
7. 補助者	3
8. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 教育委員会制度について	4
(1) 教育委員会制度の概要	4
(2) 教育委員会に関する法体系	4
(3) 東大阪市教育委員会の組織機構	7
2. 東大阪市の教育施策	8
(1) 地教行法の改正	8
(2) 東大阪市教育行政に関する大綱	8
(3) 東大阪市教育施策アクションプラン	9
(4) 総合教育会議の開催状況	10
3. 東大阪市における児童数及び生徒数の推移	10
4. 東大阪市が設置する学校園の概況	11
(1) 市立小学校の概況	11
(2) 市立中学校の概況	11
(3) 市立高等学校の概況	11
(4) 市立幼稚園の概況	11
5. 東大阪市の教育費の状況	12
(1) 平成28年度教育費決算額の状況	12
(2) 教育費の推移	13
(3) 平成28年度教育費決算額の内訳	14

第3 監査の結果及び意見	16
1. 監査の結果及び意見の総括	16
(1) 合规性に関する事項	17
(2) 経済性、効率性、有効性に関する事項	19
2. 監査の結果及び意見の概要	23
(1) 監査対象に係る共通的事項	23
(2) 教育総務部総務課	26
(3) 教育総務部施設整備課	28
(4) 教育総務部学校給食課	31
(5) 学校教育部学事課	33
(6) 学校教育部教職員課	35
(7) 学校教育部学校教育推進室	38
(8) 学校教育部教育センター	43
(9) 学校園における事務の執行	45

(注：本報告書の表記方法について)

○端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

東大阪市の平成 28 年度の教育費決算額は 17,410 百万円で、一般会計の歳出決算額 200,906 百万円の 8.7%を占めている。

東大阪市においても、少子高齢化や核家族化といった全国的な傾向の例外ではなく、市全体の児童・生徒数は、ピーク時の半数以下にまで減少している状況がみられるが、近年、住宅開発が進められた地域もあり、学校ごとの児童・生徒数の増減状況は一様ではない。このように個々の学校現場では、その規模等に変化が見られる中、いじめや不登校、家庭における児童虐待など、対処すべき課題は、年々、多様化、高度化している状況にある。

そして、東大阪市がこのような学校教育を取り巻く状況の変化に適切に対応し、児童・生徒が安心して教育を受けることのできる環境を提供しているかどうかは、市民の重要な関心事である。

したがって、学校教育に係る支出は、その金額が教育費の多額を占めるだけでなく、質的にも重要性が高いといえる。

一方、東大阪市の財政は、少子高齢化等の影響により、今後、更なる市税収入の減少及び社会保障関係経費の増加が見込まれることから、引き続き厳しい状況となることが予想されている。このような厳しい財政状況のもとでは、学校教育に係るコストについても、市民のニーズの高い分野であるにもかかわらず、抑制せざるを得ないのが現実であると考えられる。すなわち、学校教育においても、コストを抑制しながらも、市民のニーズに適応した上質な公共サービスの提供に向けたより一層の努力が求められる。

加えて、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市長と教育委員会が協議する場として総合教育会議を設置するとともに、総合教育会議のもとで、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるなど、地方教育行政における新制度が開始した。これを受けて、東大阪市では、平成 27 年 10 月に「東大阪市教育行政に関する大綱」、平成 28 年 3 月に「東大阪市教育施策アクションプラン」を策定し、平成 28 年度からこれらに基づいた取組みが行われている。

以上のことから、「東大阪市教育委員会の学校教育に係る財務に関する事務の執行」が関係法令、規則等に準拠して適正に行われているか、コストを抑制しながらも上質な公共サービスの提供に向けた取組みが行われているかを検討することは、東大阪市の今後の行財政運営にとって有用であると判断し、平成 29 年度の監査テーマ（特定の事件）として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、平成 28 年度

（必要に応じて平成 27 年度以前の各年度及び平成 29 年度についても対象とした。）

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

・ 合規性の検証

学校教育に係る財務に関する事務は、地方自治法、条例及びその他の法令に従い、適切に行われているか。

・ 経済性、効率性、有効性の検証

学校教育に係る財務に関する事務は、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 決算額の内訳に関する明細データを入手し、学校教育に係るコストの分析及び監査対象事業の選定を行う。
- ・ 監査対象事業について、所管課・室等へのヒアリング及び関係書類の閲覧を行う。
- ・ 学校及び教育機関について、実地監査又は視察を行う。

(3) 監査の対象

① 監査対象部署

教育委員会事務局　教育総務部
 学校教育部
 教育政策室
 小中一貫教育推進室
公益財団法人東大阪市学校給食会

② 監査対象事業

原則として、監査対象部署が所管する教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費及び幼稚園費のうち、平成 28 年度歳出決算額が 3 百万円以上の細々目（以下「事業」という。）を対象とした。

また、奨学事業特別会計における奨学事業費も対象とした。

③ 現地調査

学校については、所在する地域や規模、過去の監査委員監査における学校往査の実施状況などを勘案して、次の 6 校を選定して実地監査を実施した。

- ・ 成和小学校
- ・ 楠根東小学校
- ・ 花園北小学校
- ・ 石切中学校
- ・ 布施中学校
- ・ 日新高等学校

また、次の教育機関及び出資法人について、実地監査又は視察を実施した。

- ・ 教育センター
- ・ 楠根東共同調理場
- ・ 公益財団法人東大阪市学校給食会

6. 監査の実施期間

平成 29 年 7 月 3 日から平成 30 年 3 月 26 日まで

7. 補助者

- 公認会計士 青山伸一
- 公認会計士 加藤 聡
- 公認会計士 金 志煥
- 公認会計士 道幸尚志
- 公認会計士 野田敏男
- 公認会計士 福原顕憲
- 公認会計士 山崎愛子

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 教育委員会制度について

(1) 教育委員会制度の概要

教育委員会とは、教育の政治的中立性の確保等を目的として、都道府県、市（特別区を含む。）町村及び地方公共団体の組合に設置された合議制の執行機関である。

文部科学省によると、教育委員会制度の意義として次の3点が挙げられている。

【教育委員会制度の意義】

① 政治的中立性の確保

◎個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派の影響から中立性を確保することが必要。

② 継続性、安定性の確保

◎教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

③ 地域住民の意向の反映

◎教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

(出典：文部科学省ホームページ「教育委員会制度について」)

(2) 教育委員会に関する法体系

① 地方自治法

地方自治法第180条の5第1項の規定に基づき、普通地方公共団体には教育委員会を置かなければならないものとされている。

そして、教育委員会の職務権限等については、地方自治法第180条の8において次のとおり規定されている。

【地方自治法第180条の8】

教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

地方自治法第 180 条の 8 に規定する別の法律の一つとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）がある。

地教行法は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする法律であり（地教行法第 1 条）、同法第 3 条の規定に基づき、教育委員会は、原則として、教育長及び 4 人の委員をもって組織することとされている。

なお、地教行法は平成 27 年 4 月に改正法が施行されている。

改正前は、教育委員会の中に教育委員長と教育長が存在し、どちらが責任者かわかりにくいという課題があったため、改正後は、従前の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を設置し、これを教育長と称することとされた。

教育長及び教育委員の概要は、表 1 のとおりである（地教行法第 4 条、第 5 条、第 13 条）。

表 1 教育長及び教育委員の概要

	任命・権限等	任期
教育長	<ul style="list-style-type: none">・当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命。・教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。	3 年
教育委員	<ul style="list-style-type: none">・当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命。	4 年

また、地教行法第 21 条において、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、執行するものとされている。

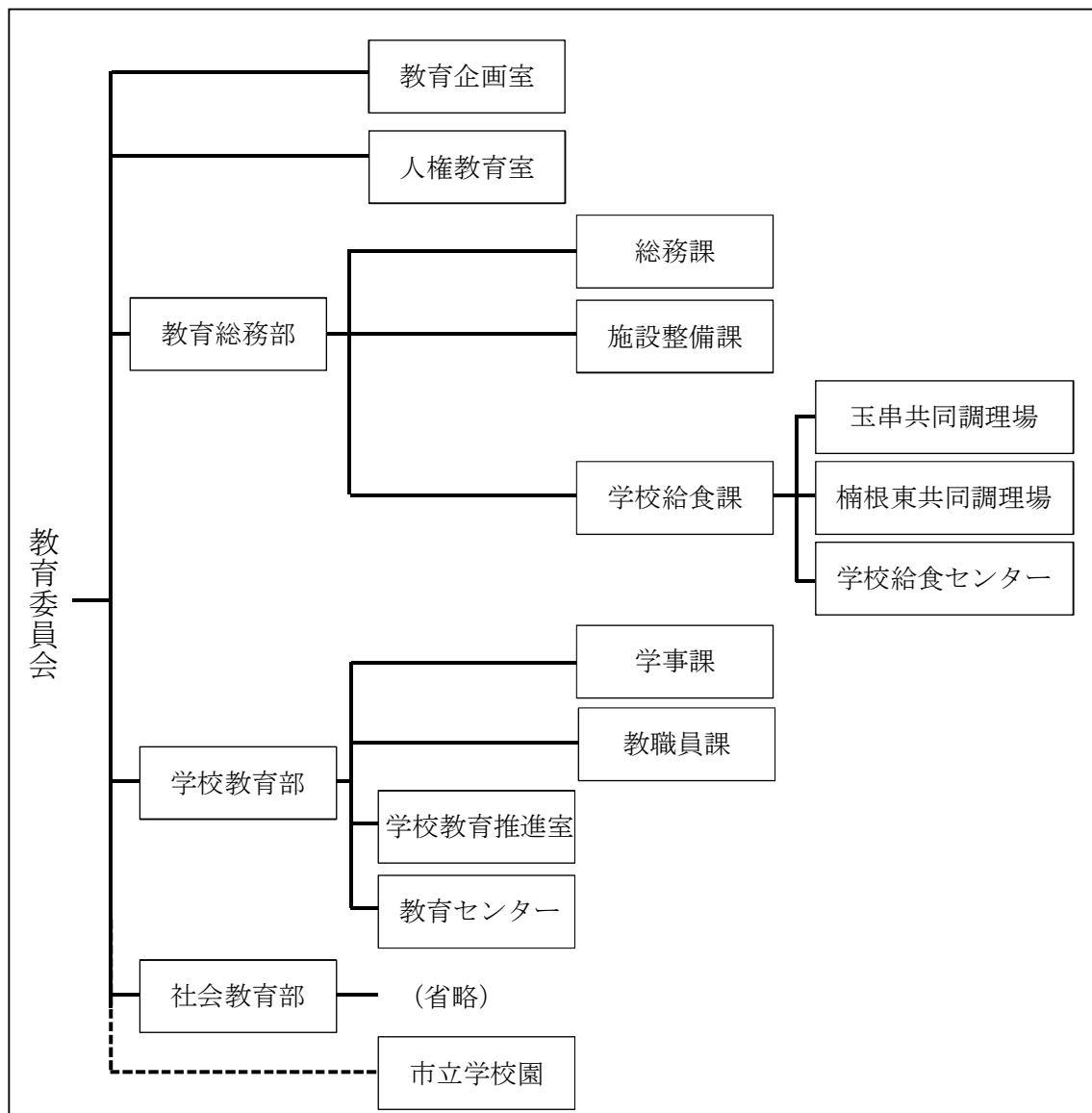
1 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
2 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
5 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
10 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
11 学校給食に関すること。
12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
13 スポーツに関すること。
14 文化財の保護に関すること。
15 ユネスコ活動に関すること。
16 教育に関する法人に関すること。
17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

そして、これら教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置くものとされている（地教行法第 17 条）。

(3) 東大阪市教育委員会の組織機構

平成 28 年 4 月 1 日現在における東大阪市教育委員会の組織機構は図 1 のとおりである。

図 1 東大阪市教育委員会組織機構図（平成 28 年 4 月 1 日現在）



なお、平成 29 年 4 月 1 日には、次のような組織改編が行われている。

- ・教育企画室と教育総務部総務課の業務を再編し、教育政策室を設置するとともに、教育総務部内に教育管理課を設置。
- ・小中一貫教育推進室を設置。
- ・人権教育室を学校教育部内に編入。

2. 東大阪市の教育施策

(1) 地教行法の改正

平成 27 年 4 月から施行された地教行法の改正に伴い、新たに、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき政府が定める教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされた（地教行法第 1 条の 3 第 1 項）。

また、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、大綱の策定の策定に関する協議を行うほか、地域の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層地域住民の意向を反映した教育行政の推進を図るため、総合教育会議が設置されることとなった（地教行法第 1 条の 4）。

(2) 東大阪市教育行政に関する大綱

東大阪市の地教行法の改正を受けて、平成 27 年 4 月、総合教育会議を設置し、議論を重ねた結果、同年 10 月、「東大阪市教育行政に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定した。大綱が対象とする取組み期間は、平成 28 年度から平成 31 年度の 4 年間とし、概ね 2 年に 1 度見直しを行うこととしている。

大綱に示された「目指すべき教育の姿と重点的な取組み」の概要は次のとおりである。

1	めざすべき教育の姿
◎	変化の激しい社会の中で、一人ひとりが自立して生き抜く力を持ち、社会で活躍すると同時に、豊かな心を持って、様々な人との絆を深めながら人権尊重にねざした社会をめざす
2	重点的な取組みを進めるにあたっての基本的な理念
①	自立・協働を通して、子どもが課題解決の力を身につけ、新たな価値を創造する生涯学習社会をめざす
②	他者と自分自身をともに尊重し、一人ひとりの違いを認め合う人権教育の推進
3	期間中の重点的な取組み事項
①	誕生から始まる連続、一貫した教育により一人ひとりの子どもの生きる力を育てる
②	キャリア教育のより一層の推進
③	連携をキーワードとした学力向上の取組み
④	様々な背景のある子どもをはじめ、一人ひとりの子どもを連携によりサポート
⑤	教育の質の向上、教職員の教育力を高める環境の確保

(3) 東大阪市教育施策アクションプラン

大綱に掲げられた重点的な取組みに基づいた施策の方向性や各事業の目標、スケジュールを定めるものとして、東大阪市教育委員会は、平成 28 年 3 月、「東大阪市教育施策アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定した。

アクションプランにおいては、教育施策の方向性及び大綱の重点的な取組みと主な教育施策の関係について、表 2 のとおり、整理している。

表 2 アクションプランにおける施策の体系

教育施策の方向性及び大綱の重点的な取組み		主な教育施策
教育行政に関する大綱	①誕生から始まる連続、一貫した教育により一人ひとりの子どもの生きる力を育てる	幼児教育の充実
		一貫教育に向けた取組みの推進
	②キャリア教育のより一層の推進	モノづくりのまち 東大阪の特色をいかしたキャリア教育の充実
	③連携をキーワードとした学力向上の取組み	子どもたちの確かな学力の確立
		外国語教育によるグローバル人材育成に向けた取組みの強化
④様々な背景のある子どもをはじめ、一人ひとりの子どもを連携によりサポート	個々のニーズに対応した教育の推進	
	貧困等の理由で学習が難しい子どもへの支援	
⑤教育の質の向上、教職員の教育力を高める環境の確保	教員の資質能力の総合的な向上	
	教育環境の整備や安全に関する教育の充実	学校園における園児、児童、生徒の安全の確保
		過小校統合による教育環境の改善
		中学校給食の実施
	子どもの「生きる力」の育成	子どもたちの確かな学力の確立（再掲）
		豊かな心の育成
		健やかな身体の育成
	学校・家庭・地域の教育力の向上	学校協議会による学校改善
		豊かなつながりの中での家庭教育支援
		地域の教育力の強化
	第三次東大阪市生涯学習推進計画に基づく社会教育事業の推進	いつでも学べる環境づくり
		青少年の健全育成活動の推進

(4) 総合教育会議の開催状況

平成 28 年度においては、表 3 のとおり、総合教育会議が 2 回開催されている。

表 3 総合教育会議の開催状況

	開催日	主な案件
第 1 回	平成 28 年 4 月 18 日	東大阪市教育施策アクションプランについて
第 2 回	平成 29 年 1 月 23 日	平成 29 年度教育に係る主要な事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校給食事業 ・ 小学校普通教室の空調整備事業 ・ 一貫教育推進事業 ・ 学びのトライアル事業 ・ 英語教育推進事業

3. 東大阪市における児童数及び生徒数の推移

東大阪市における最近 10 年間の市立小学校に在籍する児童数及び市立中学校に在籍する生徒数の推移は、図 2 のとおりである。

図 2 東大阪市立小学校の児童数及び東大阪市立中学校の生徒数の推移

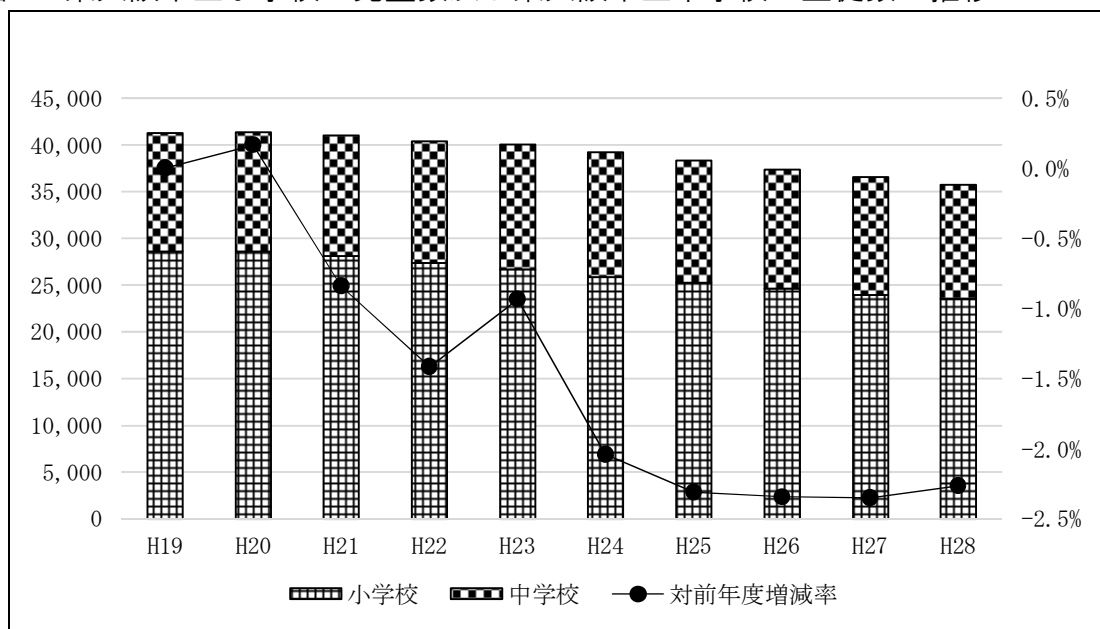


図 2 のとおり、児童数及び生徒数の合計は、平成 19 年度及び平成 20 年度においては前年度に比べ若干の増加がみられたが、それ以降は、減少を続けている。

4. 東大阪市が設置する学校園の概況

学校教育法は、市町村にその区域内にある学齢児童・生徒を就学させるため、小学校及び中学校を設置する義務を課しており（学校教育法第 38 条、第 49 条）、東大阪市は、平成 28 年 5 月 1 日現在、小学校 52 校及び中学校 25 校を設置している。また、小学校及び中学校に加え、高等学校 1 校及び幼稚園 19 園を設置している。

(1) 市立小学校の概況

平成 28 年 5 月 1 日現在、市立小学校 52 校全体の児童数は 23,535 人、支援学級を除く学級数は 763 学級であり、1 校あたりの平均児童数は 453 人、平均学級数は 15 学級である。

東大阪市全体では、平成 28 年度の児童数は昭和 54 年度の児童数と比較すると 41.0%まで減少しているが、児童数の動向を地区別にみると異なった様相を示している。すなわち、中地区では交通の利便性向上に伴う住宅開発が進み、大規模化が進んだ学校がある一方、西地区においては、児童数の減少が進み、学校教育法施行規則第 41 条に規定された小学校の学級数の標準（12 学級以上 18 学級以下）に満たない学校も多く見受けられる状況にある。

(2) 市立中学校の概況

平成 28 年 5 月 1 日現在、市立中学校 25 校全体の生徒数は 12,150 人、支援学級を除く学級数は 338 学級であり、1 校あたりの平均生徒数は 486 人、平均学級数は 14 学級である。

中学校についても、小学校と同様、西地区において生徒数の減少傾向が顕著である。

(3) 市立高等学校の概況

市立高等学校は日新高等学校 1 校である。日新高等学校には、全日制（普通科、商業科、英語科）及び定時制（普通科）が設置されており、平成 28 年 5 月 1 日現在の生徒数は 863 人、学級数は 25 学級である。

(4) 市立幼稚園の概況

平成 28 年 5 月 1 日現在、市立幼稚園 19 園全体の園児数は 998 人、学級数は 44 学級であり、1 園あたりの平均園児数は 53 人、平均学級数は 2 学級である。

平成 27 年 5 月には、「公立の就学前教育・保育施設再編整備計画」が策定され、市内 7 つの地域ごとに 1 ヶ所の子育て支援センターと認定こども園などの設置を基本に、幼稚園及び保育所を再編・整備する方向性が示されている。

5. 東大阪市の教育費の状況

(1) 平成 28 年度教育費決算額の状況

表 4 は、平成 28 年度における一般会計歳出決算額の款科目別の内訳を示したものである。

表 4 一般会計歳出決算額の内訳（平成 28 年度）

款	決算額(千円)	構成比
議会費	810,182	0.4%
総務費	12,221,339	6.1%
民生費	107,255,248	53.4%
衛生費	14,808,947	7.4%
産業費	3,246,773	1.6%
土木費	19,721,999	9.8%
消防費	5,842,444	2.9%
教育費	17,410,379	8.7%
公債費	16,441,493	8.2%
諸支出金	3,148,081	1.6%
合計	200,906,889	100.0%

東大阪市の平成 28 年度の教育費決算額は 17,410,379 千円であり、一般会計決算額 200,906,889 千円の 8.7%を占めており、民生費、土木費に次いで歳出決算額に占める割合の高い款科目である。

(2) 教育費の推移

図3は、最近10年間の東大阪市における教育費決算額及び教育費の一般会計歳出決算額に占める割合の推移を示したものである。

図3 東大阪市の教育費の推移

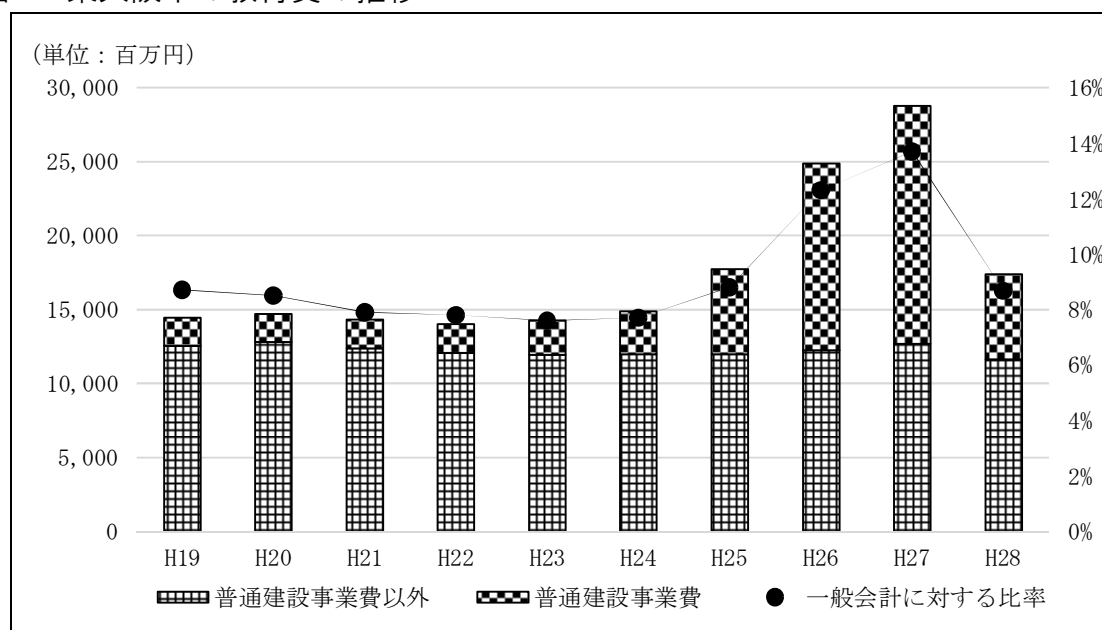


図3では、教育費を普通建設事業費と普通建設事業費以外に区分して表示しているが、年度による教育費決算額及び一般会計歳出決算額に占める割合の増減は、主に普通建設事業費の変化に起因していることがわかる。

教育費の一般会計歳出決算額に占める割合は、平成19年度から平成25年度までは8%から9%台で推移していたが、平成26年度及び平成27年度は学校施設の耐震化事業を重点的に実施し、普通建設事業費が増大したことに伴い、それぞれ、12.3%、13.7%にまで上昇している。そして、平成28年度は耐震化事業が一段落し、平成25年度並みの8.7%となっている。

また、教育費のうち普通建設事業費以外については、年度ごとの変化はあまり見られない状況である。

(3) 平成 28 年度教育費決算額の内訳

教育費は、小学校、中学校等の学校教育に係る支出や図書館、公民館、体育施設等の社会教育に係る支出から構成されている。

① 教育費の項科目別内訳

平成 28 年度の一般会計における教育費の項科目別の内訳は、表 5 のとおりである。なお、「第 1 包括外部監査の概要 5. 監査の方法 (3) 監査の対象 ②監査対象事業」(3 ページ) で述べたとおり、教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費及び幼稚園費を対象として監査を実施している。

表 5 教育費の項科目別内訳

(単位：千円)

項	当初予算額	決算額
1 教育総務費	2,942,599	2,846,524
2 小学校費	4,731,515	4,674,505
3 中学校費	2,265,832	2,318,323
4 高等学校費	1,928,729	1,494,778
5 幼稚園費	1,456,121	1,337,240
6 社会教育費	3,527,002	3,397,271
7 保健体育費	1,401,654	1,341,734
合計	18,253,452	17,410,379
監査の対象(1~5)	13,324,796	12,671,373

また、奨学事業を実施するために設置された奨学事業特別会計の歳出額の項科目別内訳は、表 6 のとおりである。

表 6 奨学事業特別会計歳出額の項別内訳

(単位：千円)

項	当初予算額	決算額
1 事務費	4,100	2,289
2 奨学事業費	40,196	32,028
合計	44,296	34,317

② 教育費の監査対象部署別内訳

教育費の平成 28 年度決算額（社会教育費及び保健体育費を除く。）について、監査の対象とした教育委員会事務局教育企画室、教育総務部（総務課、施設整備課及び学校給食課）及び学校教育部（学事課、教職員課、学校教育推進室及び教育センター）並びに学校園別の内訳をみると、表 7 のとおりである。

表 7 平成 28 年度教育費決算額（社会教育費及び保健体育費を除く。）の
部署別別内訳

（単位：千円）

所管課・室等名称	一般会計	奨学事業特別会計
教育企画室	71	—
総務課	615,679	—
施設整備課	4,222,362	—
学校給食課	795,222	—
学事課	753,131	34,317
教職員課	1,733,754	—
学校教育推進室	1,287,154	—
教育センター	79,648	—
小学校	123,650	—
中学校	99,606	—
幼稚園	9,059	—

（注）小学校、中学校及び幼稚園の金額は、東大阪市行政委員会等補助職員専決規程第 3 条第 2 項に基づく補助執行額である。

第3 監査の結果及び意見

1. 監査の結果及び意見の総括

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は表8のとおりである。

表8 監査の結果及び意見の集計

(単位：件)

区分		監査の結果	意見	合計
第3	3. 共通的事項	0	6	6
第4	1. 総務課	4	2	6
第4	2. 施設整備課	3	6	9
第4	3. 学校給食課	1	4	5
第4	4. 学事課	2	2	4
第4	5. 教職員課	4	8	12
第4	6. 学校教育推進室	2	12	14
第4	7. 教育センター	1	3	4
第4	8. 学校園	5	8	13
合計		22	51	73

主な監査の結果及び意見を監査の視点に則して整理すると、以下のとおりである。

(1) 合規性に関する事項

① 契約事務に係る事項

基本的な契約事務を適正に行うことが必要と認められる事項について、合規性の視点から記載した項目は次のとおりである。

第一に、随意契約による理由が明確にされていないもの、選択した理由が適切ではないと考えられるものが見受けられた（表9参照）。

表9 随意契約の適用理由に関する事項

所管課・室	監査の結果	ページ
総務課	随意契約理由について【監査の結果3】	26
施設整備課	契約分割による少額随意契約について【監査の結果5】	28
教職員課	随意契約に係る理由書の作成、保存について【監査の結果13】	35

地方公共団体がする契約方法については、競争入札を原則とし、随意契約は例外による契約方法とされている。したがって、随意契約を行う際には、厳格な取扱いを行う必要がある。

第二に、契約に先立って見積書を入手していなかったり、見積書を入手しているものの金額の記載が大括りとなっており金額の妥当性を確認することが困難な状況となったりしているものが見受けられた（表10参照）。

表10 見積書の入手等に関する事項

所管課・室	監査の結果及び意見	ページ
学校教育推進室	KWMモデル事業に係る委託業務の見積書について【監査の結果16】	42
教育センター	委託研究に関する見積りの入手について【監査の結果17】	44
学校園	日新高等学校におけるLAN配線業務委託に係る仕様書について【意見44】	45

第三に、契約履行後の履行確認が十分でなかったものが見受けられた（表11参照）。

表 11 契約の履行確認に関する事項

所管課・室	監査の結果及び意見	ページ
施設整備課	各学校園における消防設備の設置状況の把握について【意見 9】	28
学校給食課	学校給食調理等業務委託における提出書類について【監査の結果 8】	31
学事課	学事システムの保守点検業務に係る点検結果報告書の徴取について【監査の結果 9】	33
教職員課	教職員向け人事給与システム機器一式保守における結果報告書の徴取について【監査の結果 11】	35
学校教育推進室	収支決算書の確認について【監査の結果 15】	39

② 現物管理に関する事項

本年度の包括外部監査においては、小学校 3 校、中学校 2 校及び日新高等学校への実地監査を実施したが、公費で購入した物品や学校徴収金の管理に係る具体的な管理手法に統一性がなく、管理水準にも学校間で差異が見られる状況であった。

このうち、学校徴収金については、保護者から徴収する私費であり、すでに各学校園における独自の工夫も行われていると考えられ、必ずしも全学校園において統一的な手続きによる必要はないと考えられる。しかし、教育委員会事務局としても、最低限必要となる管理手法を具体的に示すなどして、実際に対応する学校園の取組みに対して、一定の指針を示すことが望ましい。

また、施設整備課において、備品管理に関する事項を、教職員課において、スポーツ振興センター負担金の回収管理に関する事項を記載している（表 12 参照）。

表 12 現物管理に関する事項

所管課・室	監査の結果及び意見	ページ
施設整備課	原動機付自転車の存否・場所等の状況把握について【監査の結果 7】	30
教職員課	教職員課におけるスポーツ振興センター負担金の回収管理について【意見 27】	37
	学校園におけるスポーツ振興センター負担金の回収状況の把握について【意見 28】	

(2) 経済性、効率性、有効性に関する事項

① 公共施設等総合管理計画に係る事項

平成27年4月1日現在、東大阪市の学校施設の面積は公共施設全体の45.7%を占める489千平方メートルに及んでおり、「東大阪市公共施設等総合管理計画」の実行にあたっては、学校施設に係る対応方針が全体に与える影響が大きいといえる。

そこで、「東大阪市公共施設等総合管理計画」の体系に則して、表13の意見を記載している。

表13 公共施設等総合管理計画に係る事項

総合管理計画の体系	意見	ページ
適正な維持管理による長寿命化の実現	学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定に係る留意点について【意見3】	24
社会情勢の変化を踏まえた施設の総量縮減	学校施設の総量縮減に向けた留意点について【意見4】	
民間との連携による効率的・持続可能な市民サービスの提供	教育センター再編後の跡地活用に係るコスト負担について【意見5】	

また、施設整備課及び学事課においても、関連する表14の意見を記載している。

表14 公共施設等総合管理計画の実行に関連する事項

所管課・室	意見	ページ
施設整備課	学校施設の固定資産関連情報の一元化について【意見12】	29
学事課	学校規模適正化における公共施設の総量縮減への対応について【意見19】	33

② 学校園外部の人的資源の活用に係る事項

学校園における教育活動は学校園に配置される教職員が担うところが多いが、それに加えて、学校園が地域住民、ボランティア、町内会などと連携、協力しながら、学校園の教育環境の向上を図る取組みが行われている。

このような取組みは、主に学校教育推進室が所管しているが、ボランティアを前提とした制度設計は、継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難いため、運用のあり方について、継続的に検討することが望ましい旨を記載している（表 15 参照）。

表 15 学校園外部の人的資源の活用に係る事項

所管課・室	意見	ページ
学校教育推進室	幼稚園支援員の活動形態について【意見 29】	38
	愛ガード運動協力員の確保について【意見 34】	40
	スクールサポーター等の活動形態について【意見 35】	

また、教職員課では、医師等の協力を得て、学校園医や産業医など、園児、児童及び生徒並びに教職員の健康確保を図っているが、その活用に関して、表 16 の事項を記載している。

表 16 学校園医等の活用に係る事項

所管課・室	監査の結果及び意見	ページ
教職員課	学校園医等の配置について【意見 21】	35
	学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について【意見 22】	36
	学校園医等の執務管理について【意見 23】	
	産業医の執務管理について【監査の結果 14】	
	面接指導産業医の執務状況について【意見 25】	

③ 学校園の教育活動に係る経費負担に係る事項

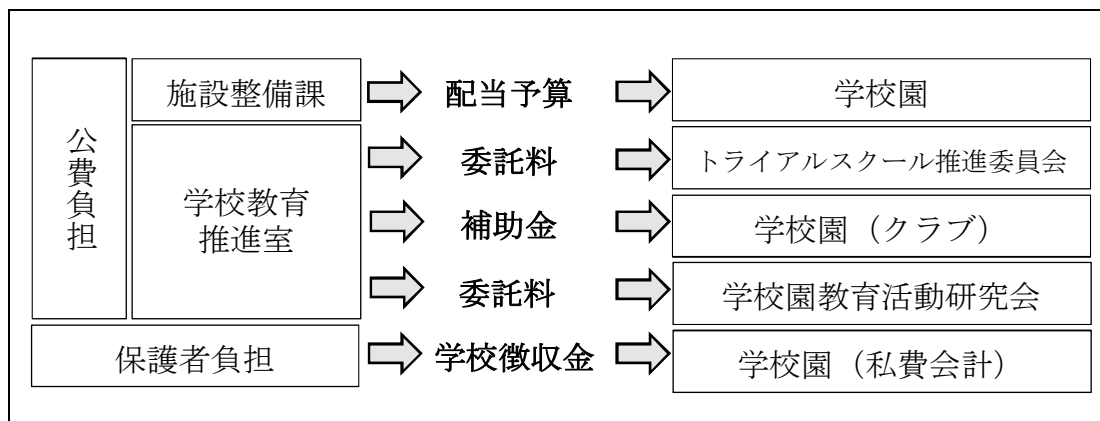
学校園の教育活動に必要な経費は、東大阪市の予算に計上され、公費で賄われているものと、保護者が負担しているものがある。

公費で賄われているものとしては、施設整備課から各学校園への配当予算が挙げられるが、このほかに、学校教育推進室から各学校園に組織されたトライアルスクール推進委員会及び学校園教育活動研究会への委託料やクラブ活動に対する補助金として支出されるものがある。

一方、保護者が負担しているものは、実費負担の考え方にに基づき徴収する経費であり、遠足社会見学費、修学旅行費、個人の副教材費などが代表的なものである。

以上をまとめると、図4のとおりである。

図4 学校園に係る経費負担の概要



このうち、学校教育推進室から委託料や補助金として支出されている項目については、ともすると、学校園における通常の教育活動に要する経費として施設整備課から各学校園へ配当される予算との区分が不明確になる可能性があると考えられる。この点に関しては、表17の意見を記載している。

表17 委員会等への委託料及び補助金に係る意見

所管課・室	意見	ページ
学校教育推進室	トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について【意見32】	39
	クラブ活動運営費補助事業で購入した備品の管理について【意見36】	40
	学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について【意見37】	41
	学校園教育活動支援事業の委託料で購入した備品の管理について【意見38】	

これらの事業に関しては、それぞれの事業を実施するに至った経緯に立ち
 返り、学校園における通常の教育活動との区分を明確化することにより、効率
 性の確保にもつながるものと考ええる。

一方、学校徴収金に関しては、公費と私費の負担関係の明確化を求めるもの
 として、表 18 の意見を記載している。

表 18 学校徴収金の負担関係に係る意見

所管課・室	意見	ページ
学校園	公費と私費の負担関係の明確化について 【意見 50】	47

前述のとおり、学校徴収金の管理は、各学校園に委ねられる部分が多いが、
 教育委員会事務局において、その負担関係についても実態把握に努める必要
 があると考ええる。

④ 教育委員会事務局の組織体制に係る事項

学校施設の整備に関しては、施設整備課に豊富な情報や知見が蓄積されて
 いる。一方、他の教育委員会各所管課・室において学校施設の整備を行う場合、
 施設整備課は必要に応じて当該所管課・室の事務を補完している。しかし、施
 設整備課の関与形態については、年度や案件ごとにその都度、方針が決定され
 ているように見受けられる。

この点、教育委員会における施設整備課の位置づけ等を見直す余地がある
 と考え、表 19 の意見を記載している。

表 19 教育委員会事務局の組織体制に係る意見

意見	ページ
教育委員会における施設整備に係る所管課・室間の連携について 【意見 6】	25

⑤ 東大阪市全体として対応が求められる事項

教育委員会事務局各所管課・室に対する監査において検出された事項であ
 るが、東大阪市全体として対応が求められる事項として、表 20 の意見を記載
 している。

表 20 東大阪市全体として対応が求められる事項（意見）

意見	ページ
施設整備に係る予定価格及び最低制限価格の事前公表について 【意見 1】	23
工事検査の情報開示促進について【意見 2】	

2. 監査の結果及び意見の概要

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書（本編）を参照されたい。

(1) 監査対象に係る共通的事項

監査の結果及び意見
契約事務及び履行確認に係る事項
施設整備に係る予定価格及び最低制限価格の事前公表について【意見 1】
<p>○平成 28 年度における施設整備課、学事課及び教育センターの建設工事等の競争入札による契約のうち、約 8 割が最低制限価格での複数の応札者によるくじ引きとなっていた。</p> <p>○東大阪市において一般競争入札及び指名競争入札に際して、予定価格及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の事前公表を行っていることが、その一因となっていることを否定できない。</p> <p>○予定価格等の事前公表にはメリット及びデメリットがあり、法令上の義務づけがあるものでもないが、全国の市区町村の 63.1%にあたる 928 団体が最低制限価格を事後公表（事前公表又は非公表との併用を含む）としているとしている実態にもかんがみ、財務部調度課が中心となり、予定価格等の公表のあり方について今後も継続的に検討されることを期待する。</p>
工事検査の情報開示促進について【意見 2】
<p>○学校施設の整備に係る工事に係る成績評定については、他の東大阪市が発注する工事と同様、工事検査実施基準に基づき実施されているが、その結果については、E 評定（劣る）となった場合を除き、インターネット等による公表は行われていない。</p> <p>○これは、東大阪市では工事成績評定について、長年、市民や事業者等からの開示の要請がなかったこともあり、不開示情報として取り扱っているためとのことである。</p> <p>○工事成績評定の結果についてのインターネットでの公表は義務づけられているわけではないが、事業者に対して適度な緊張関係と競争性をもたらすとともに、工事施工の品質向上を促すための手法であると考えられることから、他都市における工事検査の情報開示の取組みも参考にしながら、財務部検査室が中心となり、庁内調整を図りながら、情報開示のあり方について検討することが望ましい。</p>

監査の結果及び意見
公共施設等総合管理計画に係る事項
学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定に係る留意点について【意見 3】
<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設に関しては、施設整備課において文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」等をもとに長寿命化計画（個別施設計画）を策定する予定である。 ○文部科学省の手引等は標準的な長寿命化計画（個別施設計画）の様式や留意点を示したものであり、これをどのように取り入れるかは、最終的に東大阪市の方針に委ねられるものである。 ○例えば、施設カルテを整備し、将来の財政負担の平準化を念頭に置いて、長寿命化のための改修工事の投資額だけでなく、維持管理費を含めた各施設のライフサイクルコストシミュレーションを行うことが考えられる。
学校施設の総量縮減に向けた留意点について【意見 4】
<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設は東大阪市の公共施設の延床面積合計の 45.7%を占める 489 千㎡（平成 27 年 4 月 1 日現在）あり、公共施設の総量を縮減するためには、学校施設を検討の対象外とすることはできない。 ○施設整備課によると、現在のところ、学校施設全体として、どの程度の総量縮減を目指すのかという目標については、設定できる状況にないとのことである。また、総合管理計画においても、公共施設の総量縮減の必要性については言及しているものの、これをどの程度にするのかの方針については記載されていない。 ○東大阪市全体の公共施設の総量縮減目標設定の是非の検討を踏まえて、学校施設の総量縮減の位置づけとそれに基づく方針を決定し、跡地活用のあり方も含め、庁内協議を進めるとともに、その内容等について市民へ丁寧に説明することが求められる。
教育センター再編後の跡地活用に係るコスト負担について【意見 5】
<ul style="list-style-type: none"> ○教育センターは、平成 30 年 4 月に移転することが予定されており、現教育センターの跡地活用に関しては、サラウンディング型市場調査の結果を踏まえ、跡地活用事業者の公募を行う予定である。 ○跡地活用事業者の費用負担による現教育センター施設の撤去までの間、遊休となった施設の維持管理に少なからぬ費用を要することになる。 ○今後とも公共施設の廃止・統合に伴う跡地活用の検討を行う場合には、スピード感をもって進めることが望まれる。

監査の結果及び意見

教育委員会事務局の組織体制に関する事項

教育委員会における施設整備に係る所管課・室間の連携について

【意見 6】

- 施設整備課を除く教育委員会事務局各所管課・室において、学校施設の整備を行う場合、工事に関する各種調整は各所管課・室が建設局建築部建築営繕室等と個別に行っている。
- 学校施設の整備事業を所掌する施設整備課は、他の教育委員会各所管課・室から執行委任を受けたり、必要に応じて建築営繕室等との調整を行ったりして、各所管課・室の事務を補完している。しかし、施設整備課の関与形態については、年度や案件ごとにその都度、方針が決定されているように見受けられる。
- 学校施設の整備に関する豊富な情報や知見を有する施設整備課が、組織的に他の所管課・室を支援することは、教育委員会全体の効率的な事務手続きの実現に資するものと考ええる。
- 施設整備課に学校施設の整備を統括管理する役割を果たすための機能を明確にし、所管課・室との連携を前提にした調整機能を担う体制を整備することが望まれる。

(2) 教育総務部総務課

監査の結果及び意見	
運営経費	
学校園文書等集配業務の委託先における任意保険加入について【監査の結果 1】	
<p>○委託先が加入していた任意保険が、仕様書において加入が義務づけられている要件を充足していなかった。</p> <p>○仕様書どおりに保険契約が締結されているかについて確認しておく必要がある。</p>	
アルバイト出勤日数の誤りについて【監査の結果 2】	
<p>○学校園に勤務するアルバイトが、当初予定の出勤日数を変更した場合において、変更前の出勤日数のまま、賃金の支給が行われた事例が見受けられた。</p> <p>○出勤日数管理は、賃金の支給に影響を与えるため、当初の予定から変更になった場合においても、出勤日数を正確に把握しうる仕組みを整備する必要がある。</p>	
施設管理費	
随意契約理由について【監査の結果 3】	
<p>○市立幼稚園等機械警備業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結している。</p> <p>○これは、本来であれば、入札を実施し、長期継続契約を締結することが望ましいところ、現在、市立幼稚園のあり方を検討している中で、長期継続契約にはなじまないと判断されたことによる。</p> <p>○しかし、第 2 号は契約の目的である業務について特定の者でなければ履行できないような場合に適用される条項であり、長期継続契約になじまないため、同号により随意契約を行うとする理由は適切でない。</p> <p>○ただし、現在契約中の警備会社が既に警備機器を設置しているので、当該警備会社と契約することが有利になる可能性もあり、第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当する可能性はある。</p> <p>○随意契約の理由については、的確に記載しておく必要がある。</p>	
請求書等の日付について【監査の結果 4】	
<p>○警備業務に係る月々の請求書及び業務履行完了届の中に、日付が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>○請求書等の日付は政府契約の支払遅延防止等に関する法律における支払時期の起点を明確にするものであるため、記入するように依頼する必要がある。</p>	

監査の結果及び意見	
警備日誌に記載された不備内容への対応について【意見 7】	
○	学校園夜間警備業務における警備日誌について、学校において記載内容を確認していることを示す証跡（押印等）が残されていなかった。
○	また、警備員から再三にわたって施錠不備等に関する注意喚起がなされていたにもかかわらず、短期間に同様の不備が継続して発生している学校があった。
○	各学校園においては、警備日誌の内容を確認の上、警備員からの注意喚起の内容を教職員に周知するとともに、確認印等を押印することが望ましい。
巡回サービスの報告書への対応について【意見 8】	
○	市立幼稚園等機械警備業務における巡回サービスの報告書において、「施錠もれ不完全施錠」が年間 19 件発生している幼稚園が見受けられた。
○	施錠不備で不審者等が侵入するリスクが増加するので、このような不備報告は速やかに当該幼稚園の教職員全員に周知し、施錠不備がないことを十分に確認する必要がある。

(3) 教育総務部施設整備課

監査の結果及び意見	
施設管理費	
契約分割による少額随意契約について【監査の結果 5】	
<p>○プール循環ろ過装置点検業務について、随意契約の金額基準である 50 万円を下回るように契約分割しているとも捉えられる事例があった。</p> <p>○一括で契約を締結することができる性質の業務であることから、意図的な契約分割と捉えかねられない外形上の疑念を払拭するためにも、一括で契約を締結する必要がある。</p>	
各学校園における消防設備の設置状況の把握について【意見 9】	
<p>○消防設備点検業務は、一般的には入札になじむ業務と考えられるが、各学校園の消防設備点検については、施設整備課及び各学校園では詳細な消防設備の設置状況を把握しておらず、その状況を熟知する業者に依頼せざるを得ないことから、随意契約によることとしている。</p> <p>○施設整備課及び各学校園は、詳細な消防設備の設置状況を把握した上で、本件契約について入札手続きを実施するとともに、対象物件内の消防設備が網羅的に点検されたかを含めた適切な完了検査を実施する必要がある。</p>	
収入印紙の貼付額の確認について【意見 10】	
<p>○消防設備点検業務の契約書において、収入印紙の貼付額が適切でないものが見受けられた。施設整備課においては、相手方が貼付した収入印紙の額を確認し、修正の必要があれば、相手方に助言することが望まれる。</p>	
維持補修費・運営経費	
予算費目の区分に係る基準の設定について【意見 11】	
<p>○修繕料及び消耗品費について、学校管理費（経常的経費）及び学校建設費（投資的経費）のそれぞれの中に細節として設けられているが、両者を区別する明確な基準が設けられていない。</p> <p>○経常的経費は当年度の財源から支出されるべき短期的な費用であり、投資的経費は投資的補助金・地方債等の長期的な財源から支出される長期的な費用である。</p> <p>○適切な財務情報の開示及び予算・財源管理の実施の観点から、学校管理費と学校建設費の計上基準を明確にし、当該基準に従って執行されていることを確認することが望まれる。</p>	

監査の結果及び意見
学校建設事業（整備事業）
学校施設の固定資産関連情報の一元化について【意見 12】
<p>○公共施設等総合管理計画においては、施設機能を良好に保つため日常的な点検活動を推進し、全体の施設情報を十分に把握するとともに、点検活動に基づく情報を蓄積し効果的な維持管理を行うこととしている。</p> <p>○現状では、文部科学省が実施している公立学校施設実態調査における施設台帳は整備されていても、公共施設等総合管理計画に資する情報を一元管理するまでには至っていない。</p> <p>○施設整備課における建築非構造部材の点検・劣化状況調査、財務部管財室における固定資産台帳整備など、関連情報が徐々に集まりつつある段階にあることから、施設整備課においては、庁内関係課・室と連携し、情報の整理、一元化に向けた取組みを推進することが求められる。</p>
公立学校施設整備計画の事後評価公表の遅延について【監査の結果 6】
<p>○公立学校等施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため国の交付金を受けるときは、施設整備計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣に報告することになっている。</p> <p>○平成 26 年度から平成 28 年度の実施事業について、文部科学大臣への報告については、概ね適時に行われているが、事後評価の公表が適時性に欠ける状況が見受けられたため、できるだけ適時に、かつ市民にわかりやすく公表する必要がある。</p>
余裕教室の活用の可能性について【意見 13】
<p>○東大阪市では、余裕教室（現在、普通教室として使用されていない教室のうち、今後 5 年間以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室）が平成 28 年度において 22 教室ある。</p> <p>○将来の児童推計から勘案すると当該学校単独で活用を検討することが困難になる可能性が高いと考える。</p> <p>○このような状況の中で教育目的の活用だけでは限界があると考えられ、他の学校施設や社会教育施設等への転用だけでなく、横浜市や三田市のように、余裕教室の活用指針やガイドラインを策定するなど、余裕教室の利活用に向けた具体的な方策を検討することが望ましい。</p>

監査の結果及び意見	
地方分権一括法による事務に係る譲与漏れ土地について【意見 14】	
<p>○平成 28 年度において財務省から買い受けた小阪小学校敷地 49.77 m² は、地方分権一括法における国有地の譲与に係る時限措置の終了後の平成 26 年度に学校敷地として使用されていることが判明したため、財務省と協議を行い、買い受けたものである。</p> <p>○長年にわたり、現に東大阪市が使用している学校敷地の権利関係を把握していなかったことは適切な財産管理の観点からの問題がある。学校施設の敷地について、権利関係を適切に把握しているか確認を行い、必要に応じて権利関係を適切に整理することが望まれる。</p>	
その他（施設整備課における物品管理）	
原動機付自転車の存否・場所等の状況把握について【監査の結果 7】	
<p>○施設整備課が作成した備品に係る現在高調書に記載されている原動機付自転車について、その存否や場所が不明となっているものがあつたが、登録情報等の情報が不明のため、調査が困難な状況になっていた。</p> <p>○備品登録の際には、設置場所等、将来にわたり適切な現物管理を行うための追加的な情報を登録しておく必要がある。</p>	

(4) 教育総務部学校給食課

監査の結果及び意見	
学校給食運営経費	
学校給食調理等業務委託における提出書類について【監査の結果 8】	
<p>○玉串共同調理場、楠根小学校、縄手南小学校及び学校給食センターにおける学校給食調理等業務委託の委託先から提出される各種報告書(仕様書様式 5～27) の提出状況を確認したところ、適時適切に提出されたか不明となっているものが多数見受けられた。</p> <p>○それにもかかわらず、各現場の所属長から学校給食課に提出される委託業務履行状況報告書には、各種報告書の期限内提出に係る問題点を指摘する記載はなかった。</p> <p>○本件契約については、履行状況が良好であるとして、随意契約によっているが、履行状況が良好であることを客観的に担保し、随意契約の理由を事後的に検証するための根拠資料が各種報告書や履行状況報告書であることから、各現場の所属長は委託先から各種報告書を確実に徴取、保管するとともに、その提出状況について適切に記載した履行状況報告書を作成し、学校給食課に報告する必要がある。</p>	
学校給食配送業務委託における検便検査の報告について【意見 15】	
<p>○学校給食配送業務の仕様書において、委託先は月 2 回、配送業務に従事する乗務員の検便検査を実施し、その結果を学校給食課に報告することが規定されているが、月 2 回の検査を受けていない乗務員が見受けられた。</p> <p>○月 2 回の検査を受けていない乗務員が配送業務に従事したか否かは不明であるが、学校給食課としては、月 2 回の検査を受けて結果が陰性(検出されない)である乗務員のみが配送業務に従事していることを、何らかの形で確認する必要がある。</p>	
学校給食会運営補助事業	
給食会において維持すべき純資産の額について【意見 16】	
<p>○給食会は公益財団法人であり、純資産額が 2 年度連続して 3,000 千円を下回った場合には、解散するものとされているところ、平成 24 年度、平成 27 年度において、純資産額が 3,000 千円を下回っている。</p> <p>○平成 28 年度に行われた大阪府公益認定等委員会の立入検査においても、純資産額が 3,000 千円未満とならないよう指摘を受けている。公益法人としての財政的基盤を確保するためには、予期しない急な物資の高騰等に備える意味で、遊休財産の保有制限に抵触しない範囲内で、準備金・積立金といった財産を確保しておくことが考えられる。</p>	

監査の結果及び意見	
給食会運営補助金の支出の効果について【意見 17】	
<ul style="list-style-type: none"> ○給食会の事務局職員 1 人が平成 29 年 1 月中旬以降、休職しているが、東大阪市職員給与条例等を準用し、当該職員に基本給の 100%を支給するとともに、給食会運営補助金の補助対象経費としている。 ○当該職員は給食会の業務に精通しており、休職に伴う他の職員による十分な対応が行えなかったことから、給食会の運営の水準が相対的に低下したものとみられ、給食会運営補助金の支出の効果が十分に発揮されたとは言い難い。 ○学校給食課としては、補助金支出の効果として十分な水準が維持されるよう、留意することが望ましい。 	
給食会の職員体制の充実及び独立性の確保について【意見 18】	
<ul style="list-style-type: none"> ○【意見 17】で述べたとおり、給食会の事務局職員 1 人が休職していることもあり、給食会の起案書を学校給食課の職員が起案するなど、学校給食課が事務分掌に定められた「連絡調整」という範囲を超える範囲で、給食会の運営に関与している実態がある。 ○この場合、補助金の出し手と受け手が実質的に同一となっているとともに、職務専念義務に違反している可能性があるという問題点が生じる。 ○東大阪市としては、給食会を設立した意義に立ち返って、支援の方法を見直す必要がある。 ○また、給食会としては、学校給食課に頼ることなく自律的な運営を行うため、法人としての中長期的な業務運営計画を策定し、それに見合った職員体制を整備する必要がある。 	

(5) 学校教育部学事課

監査の結果及び意見	
学校教育事務管理費	
学事システムの保守点検業務に係る点検結果報告書の徴取について【監査の結果 9】	
	<p>○学事システム一式機種更新賃貸借契約は、システムの保守点検業務を包含しており、仕様書において、毎月1回の保守点検を実施し、点検結果について10日以内に報告書を提出することとされているが、当該報告書が保存されていない月が散見された。</p> <p>○点検結果報告書を確実に徴取するとともに、学事課において適切に保管しておく必要がある。</p>
就学援助費支給経費	
就学援助認定審査委員会の審議記録について【監査の結果 10】	
	<p>○東大阪市児童生徒就学援助条例において、教育委員会が「その他教育委員会が認める保護者」に対して就学援助の認定（理由認定）を行う場合は、就学援助認定審査委員会は意見を述べるとともに、教育委員会の諮問に応じて、就学援助に関する重要事項について調査審議することが定められている。</p> <p>○審査委員会の議事録等の資料を確認したが、理由認定に関する書面上、委員の確認サインは存在するが、意見の記載はなく、また、調査審議を行った内容について議事録に明記されておらず、条例に基づく審議がなされているか否かについて確認することができない状況となっていた。</p> <p>○条例に基づく審査委員会の意見や調査審議の結果を議事録等に適切に記載しておく必要がある。</p>
学校統合整備事業・幼稚園整備事業	
学校規模適正化における公共施設の総量縮減への対応について【意見 19】	
	<p>○東大阪市では、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度が創設されたことを受け、小中一貫教育を推進する方針としており、既存の学校施設を活かした施設分離型での開始を予定している。</p> <p>○施設分離型の場合、既存の施設が温存されることとなり、長寿命化計画の検討対象となる一方、公共施設の総量縮減には貢献しない。</p> <p>○今後、学事課においては、公共施設の総量縮減にも対応すべく、学校規模適正化と小中一貫教育校の配置や施設形態の関係性についても留意しながら、小中一貫教育推進室ほか庁内関係課・室と連携し、新たな統合計画を検討することが望まれる。</p>

監査の結果及び意見

奨学資金貸付金

債権管理事務の更なる適正化について【意見 20】

- 奨学資金貸付金の返還金に係る債権管理については、平成 22 年度包括外部監査における意見を受けて、学事課では、平成 28 年度より回収担当者を 2 人体制にするなど、管理体制の充実に努めている。その結果、平成 27 年度は調定額 101,927 千円に対し回収額 8,410 千円（回収率 8.3%）であったのに対し、平成 28 年度は調定額 106,812 千円に対し回収額 33,063 千円（回収率 31.0%）と大幅に改善されている。
- 管理体制の充実を図ったことにより、以前より個別の債権の状況を吟味できる状況となっていることから、債務者の状況別の分類を行い、引き続き債権回収に努める債権と不納欠損処理を行う債権の区分のあり方や債権の状況別の回収方針を記載したガイドラインを設けることが望ましい。

(6) 学校教育部教職員課

監査の結果及び意見	
教職員人事給与事務システム経費	
教職員向け人事給与システム機器一式保守における結果報告書の徴取について【監査の結果 11】	
<p>○保守契約書によると、点検作業終了後に結果報告書を発行することになっているが、結果報告書が保存されていない月が散見された。</p> <p>○契約に基づく点検作業が適時・適切に実施されていることについての管理が必要であり、結果報告書を確実に徴取するとともに、教職員課において適切に保管しておく必要がある。</p>	
学校園保健経費・歯科健康管理指導経費	
歯科健康管理指導業務に係る委託契約における調度課との合議について【監査の結果 12】	
<p>○歯科健康管理指導業務は、2つの歯科医会と個別に契約が締結されており、契約書の金額ベースで見ると、500万円を超えるものはないが、本件委託契約の施行起案については、一括して回議書を作成し、決裁を受けている。</p> <p>○2つの歯科医会との契約を合算すると、500万円を超えるが、調度課との合議は行われていなかった。</p> <p>○調度課との合議の判断基準となる契約金額は個別の契約書ベースの金額で形式的に判断するのではなく、同種の契約を合算した実質的な契約金額に基づき判断することを徹底する必要がある。</p>	
随意契約に係る理由書の作成、保存について【監査の結果 13】	
<p>○調度課との合議を要しない500万円以下の随意契約について、施行起案における随意契約の理由の記載（理由書の添付等）が徹底されていない状況が見受けられた。</p> <p>○調度課との合議を要しない場合であっても、随意契約を行う際は、随意契約の理由を明確に記載しておく必要がある。</p>	
学校園医等の配置について【意見 21】	
<p>○学校園医等の配置状況について、東大阪市が定めた独自の基準（以下「市基準」という。）に基づく人数と実際の配置人数を比較すると、学校園医の実際の配置人数が市基準に基づく人数を超過している状況が見受けられた。</p> <p>○学校園医等の適正配置による児童・生徒への公平な公共サービスの提供を実現するため、学校園医等の人員に係る基準の明確化とその運用が必要である。</p>	

監査の結果及び意見	
学校園医等の報酬の予算額の積算根拠について【意見 22】	
<p>○学校園医等の報酬の予算額の設定にあたっては、市基準に基づく所要人数に報酬の基本額を乗じて、市全体の所要額を積算しているが、報酬の基本額の根拠が明確でない状況となっていた。</p> <p>○予算措置の基礎となる報酬の基本額の積算根拠の妥当性について、定期的な検証を行う必要がある。</p>	
学校園医等の執務管理について【意見 23】	
<p>○教職員課では、全学校園の学校園医等の執務状況について、「執務状況総括表」により管理しているが、教職員課担当者の確認のみで完了しており、上長への報告・承認手続きは実施されていない。</p> <p>○執務状況を適切に確認できていない学校園があったとしても、適時に報告されない可能性があり、問題点の把握、改善が遅れる可能性があるため、上長への報告等の管理体制の確立が必要である。</p>	
オーディオメータの取扱いについて【意見 24】	
<p>○市立学校園では、計 111 台のオーディオメータを所有しており、その維持管理のため、年間約 2,500 千円の委託料が発生している。</p> <p>○維持管理コストの低減のため、各学校園で保有するよりも学校園医、業者等からレンタルするなどの手法により維持管理コストの低減ができないか検討する必要がある。</p>	
学校保健充実経費	
産業医の執務管理について【監査の結果 14】	
<p>○産業医が職務に従事したときは、産業医執務記録簿を教職員課長に提出することとなっているが、一部の産業医について記録簿の全部又は一部が保管されていない状況が確認された。</p> <p>○予算が適正に執行されていることを確認する意味において、記録簿の保存については改善が必要である。</p>	
面接指導産業医の執務状況について【意見 25】	
<p>○面接指導産業医の指導実績が年間 4 回（計 7 人）と非常に少ない状況が確認された。</p> <p>○面接指導産業医には比較的高額な報酬を支払っていることから、予約時間を利用しやすい時間帯に変更したり、面接指導産業医が産業医の配置されない学校園を訪問したりするなど、利用促進策の検討が必要である。</p>	

監査の結果及び意見
運営経費
学校運営経費の管理について【意見 26】
<p>○学校運営経費のうち、旅費に係る支出命令書の添付書類である特定地旅費請求明細の一部に照合チェック証跡及び命令簿照合印がないものが見受けられた。</p> <p>○教職員課内におけるチェック体制及び書類保存の妥当性という観点から問題があるため、照合チェック及び命令簿照合印の押印後の特定地旅費請求明細を保管しておくことが望ましい。</p>
教職員課におけるスポーツ振興センター負担金の回収管理について【意見 27】
<p>○教職員課では、スポーツ振興センター負担金の回収管理について、担当者の確認のみにとどまっており、上長への報告等は実施されていない。</p> <p>○仮に、スポーツ振興センター負担金が全件回収されていなくても、教職員課において、適時にその事実が認識されず、放置される可能性があるため、回収完了確認時における上長の承認手続きを整備し、運用する必要がある。</p>
学校園におけるスポーツ振興センター負担金の回収状況の把握について【意見 28】
<p>○スポーツ振興センター負担金に係る歳入については、収納率が100%となっているが、スポーツ振興センター負担金の具体的な集金方法などは各学校園の判断に任せている状況であり、各学校園において滞納をどのように解決しているのか、教職員課では把握していない。</p> <p>○教職員課が定期的に学校園における集金の実態をモニタリングすることを検討する余地がある。</p>

(7) 学校教育部学校教育推進室

監査の結果及び意見
特別支援教育推進事業
幼稚園支援員の活動形態について【意見 29】
<p>○幼稚園に配置される特別教育支援員（以下「幼稚園支援員」という。）は、いわゆる「有償ボランティア」として報償費（1時間当たり1,000円）が支払われている。一方、同じ「特別支援教育推進事業」に含まれるスクールヘルパー及びケアアシスタントは東大阪市との雇用関係があり報酬や交通費（通勤費）が支払われるとともに、東大阪市が社会保険料を負担している。</p> <p>○近年、地方公共団体においても「有償ボランティア」を行政サービスの担い手として活用することが増えている。学校園におけるボランティアの活用は、学校園、家庭、地域が一体となって子どもを育てる気運の醸成や体制の整備が図られ、学校教育の充実や地域の教育力の向上などにつながるというメリットがある反面、ボランティアと労働者の境界が明確でないことが問題点として指摘されている。</p> <p>○ボランティアを前提とした制度設計は、事業の継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難い。この事業によって構築された仕組みが、今後の幼稚園における特別支援教育に有効に活用できるよう、運用のあり方について継続的に検討することが望まれる。</p>
障害児送迎業務の利用状況について【意見 30】
<p>○障害児送迎業務において、平成28年度は4,741千円のタクシー借上げ料が発生しているが、利用状況を確認したところ、迎車の料金が含まれており、障害を有する園児、児童又は生徒であるため準備等に時間を要することから、タクシーの拘束が長くなり、ほとんどすべての利用が1時間から1時間半であった。</p> <p>○一方、事業の実施面においては、身体に障害を有する者の介助に理解のあるタクシー会社や特定の運転手に依存した部分も多く、その点からは事業そのものの継続性がタクシー会社の状況に影響されることも考えられる。</p> <p>○対象となる園児、児童又は生徒に対する介助又は支援の具体的な内容やその必要性を検討し、他の代替的な方法がないかを検討することが望まれる。その上で、本件業務をより効率的・経済的に実施する余地があれば改善し、本件業務の中で改善することが困難と判断した場合には、通常のタクシーを利用し後日精算する方法や、他の制度を利用した交通手段にシフトすることも検討の余地がある。</p>

監査の結果及び意見	
英語教育推進事業	
ALT 勤務日数の仕様書との差異について【意見 31】	
<p>○平成 28 年 8 月 31 日以降の委託契約における ALT の活用状況について、仕様書上の要求日数の 93.9%しか実施されておらず、その理由のほとんどは委託先が雇用する講師の欠勤、早退、遅刻によるものであった。</p> <p>○これでは、学校園が計画的に ALT を活用することに支障が生じ、本事業の効果にも影響を及ぼす可能性もあるため、学校教育推進室において、ALT の活用状況を把握し、問題点を検討するとともに、適宜、事業者側に改善を要求するなど、事業の有効性確保に努める必要がある。</p>	
学びのトライアル事業	
収支決算書の確認について【監査の結果 15】	
<p>○縄手南中学校ブロックトライアルスクール推進委員会が提出した収支決算書と領収書の内容が合計金額を除いて全く一致していなかった。</p> <p>○学校教育推進室においては、収支決算書の内容と領収書等の証憑の一致を確認しておく必要がある。</p>	
トライアルスクール推進事業の委託料で購入した備品の管理について【意見 32】	
<p>○トライアルスクール推進委員会への委託料から支出した翌年度以降も使用可能な備品の購入が行われている場合がある。</p> <p>○学校教育推進室においては、このような備品を各学校園においてどのように管理しているか把握しておらず、各学校園が自主的に管理している状況である。</p> <p>○購入原資が公金であることは他の備品と変わりなく、適切な管理が必要であることから、東大阪市財務規則における備品の管理に準じて、備品整理票（備品シール）の貼付及び備品台帳の作成が必要である。</p>	
備品等の購入のタイミングについて【意見 33】	
<p>○本事業の委託料は、その年度の取組みに供されることが適切である。しかし、年度末に近いタイミングで備品等が購入されており、どのような活動に供されたのか、疑問に感じるものが見受けられた。</p> <p>○今後は、トライアルスクール推進委員会の当該年度における取組みが予定どおりにいかなかった場合には返還させるなどの処置が必要である。</p>	

監査の結果及び意見	
子ども安心安全推進事業	
愛ガード運動協力員の確保について【意見 34】	
<p>○本事業の委託先である愛ガード運動推進委員会では、愛ガード運動協力員の高齢化が進む中、今後の人材不足を懸念しており、学校教育推進室においても、この状況を認識している。</p> <p>○本事業の継続のためには、現在行っている愛ガード運動協力員の募集方法に加えて、より広範な関係者に声をかける工夫や本事業のやりがいや魅力を効果的にアピールする手段を検討していくことが望まれる。</p>	
学校園サポート事業	
スクールサポーター等の活動形態について【意見 35】	
<p>○スクールサポーター、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、幼稚園支援員と同様、いわゆる「有償ボランティア」として報償費が支払われている。</p> <p>○スクールサポーターは今や学校現場ではなくてはならない存在といえる。そのような存在についてボランティアを活用して配置する意義やその効果について理解することはできるが、ボランティアを前提とした制度設計は事業の継続性や安定性が十分に確保されたものとは言い難い。</p> <p>○また、「有償ボランティア」をめぐるっては、労働者との境界が明確でないことが問題点として指摘されている。</p> <p>○近隣市町村の動向も踏まえながら、運用のあり方について継続的に検討することが望まれる。</p>	
クラブ活動推進経費	
クラブ活動運営費補助事業で購入した備品の管理について【意見 36】	
<p>○学校ではクラブ活動に供するための備品を本事業の補助金を利用して購入する場合があるが、このような備品についての各学校における管理方針が統一的に定められてない。</p> <p>○このような状況のもとでは、備品が破損した場合の修繕費の負担関係や廃棄の手続き、紛失した場合の責任など、様々な現場レベルでの混乱を来す恐れがある。</p> <p>○本事業で購入した備品と他の公費によって購入した備品は区別して管理し、東大阪市財務規則における備品の管理に準じて、備品整理票（備品シール）の貼付及び備品台帳の作成を行うなど、統一的な取扱いを整備する必要がある。</p>	

監査の結果及び意見
学校園教育推進事業
学校園教育活動支援事業の委託料による学校経費の支出について【意見 37】
<ul style="list-style-type: none"> ○本事業は、各学校園内に組織された学校園教育活動研究会への委託という形で行われているが、本事業の委託内容と学校園における通常の教育活動との見分けがつきにくい場合もある。 ○このため、学校園とは別の任意団体が学校園における通常の教育活動にかかる費用を負担していることになる可能性があるが、通常の教育活動にかかる費用は設置者である東大阪市が負担すべきものである。 ○学校教育推進室としては、本事業を実施するに至った経緯に立ち返り、学校園における通常の教育活動との重複部分をなくすよう検討する必要がある。
学校園教育活動支援事業の委託料で購入した備品の管理について【意見 38】
<ul style="list-style-type: none"> ○研究会への委託料から支出した翌年度以降も使用可能な備品の購入が行われている場合がある。 ○学校教育推進室においては、このような備品を各学校園においてどのように管理しているか把握しておらず、各学校園が自主的に管理している状況である。 ○購入原資が公金であることは他の備品と変わりなく、適切な管理が必要であることから、東大阪市財務規則における備品の管理に準じて、備品整理票（備品シール）の貼付及び備品台帳の作成が必要である。
消耗品等の購入のタイミングについて【意見 39】
<ul style="list-style-type: none"> ○本事業の委託料は、その年度の取組みに供されることが適切である。しかし、年度末に近いタイミングで消耗品等が購入されており、どのような活動に供されたのか、疑問を感じるものが見受けられた。 ○今後は、研究会の当該年度における取組みが予定どおりにいかなかった場合には返還させるなどの処置が必要である。
教育指導研究事務管理費
負担金等の金額の妥当性について【意見 40】
<ul style="list-style-type: none"> ○各学校園が加入あるいは加盟している学校教育関係の任意団体の一部において、負担金等収入に占める次年度繰越額の割合が高いものが見受けられた。 ○各学校園が当該団体の会員（構成員）であるから会則や規約そのものを変更する提案をすることは可能なはずである。 ○事業報告等の情報を収集した上で、このような負担金等の金額の妥当性も検証して、妥当でないと判断した場合には、団体に対し会則や規約を変更して負担金等の金額を是正するよう要望されたい。

監査の結果及び意見

学校建設事業（教育用コンピュータ等整備）

KWM モデル事業に係る委託業務の見積書について【監査の結果 16】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○KWM モデル事業用システム導入・管理業務及び同事業に係る研究・研修等業務他 1 件に係る見積書について、一式金額の記載があるのみで、業務内容に係る項目ごとの詳細な見積額が記載されていなかった。○本件契約は随意契約であるといえども、金額の妥当性を検証するため、詳細な見積りを入手する必要がある。 |
|---|

(8) 学校教育センター

監査の結果及び意見
いじめ防止対策支援事業・子どもの悩み相談室経費
電話相談の受付状況について【意見 41】
<p>○電話相談の受付状況は、最近5年間（平成24年度～28年度）において減少傾向にあり、特に、児童生徒からの電話相談受付件数が減少している。</p> <p>○一方、東大阪市の現状及び社会情勢の変化等を踏まえると、いじめ・悩み、子どもの悩みそのものが減少したため電話相談受付件数が減少したと推測するにも無理がある。</p> <p>○教育センターとしては、今後もいじめ・悩み、子どもの悩みをもった児童・生徒、保護者に対し電話相談の方法があることへの周知に努める必要がある。また、電話相談受付件数が減少傾向にあることを受けて、平成29年度から受付時間が短縮されているが、その代替として受付手段の多様化についても検討する必要がある。</p> <p>○なお、受付手段の多様化に関しては、文部科学省に設置されたワーキンググループにおいて、SNSを活用した相談体制の構築を求める中間報告を公表している。教育センターにおいても、大阪府や府内市町村の動向も踏まえながら、電話とのバランスに考慮した上で、東大阪市の児童・生徒が SNS を利用して悩みを相談できるような仕組み作りを検討する必要があると考える。</p>
教育センター施設管理費
警備業務の委託内容について【意見 42】
<p>○教育センター（永和）と適応指導教室（石切）の警備業務委託契約の仕様書を比較すると、教育センターの仕様書の方が、委託業務の内容や範囲が明確でなく報告事項も簡易であった。</p> <p>○両施設は、平成30年度に移転統合することが予定されており、移転後は遊休となる期間が発生するが、管理が行き届かない場合、たばこの不始末等による火災、ごみの不法投棄、不審者や小動物の侵入、害虫の発生等、様々な好ましくない事象が発生しかねないことから、移転後の施設警備について、その要求水準を明らかにした上で、より詳細かつ実効的な委託内容とする必要がある。</p>

監査の結果及び意見	
教育センター図書・資料の利用方法について【意見 43】	<p>○教育センターの図書は、各学校園に設置された校務用パソコンから蔵書検索が可能であるが、教員は、原則として、教育センターへ来所した上で、貸出し、返却する必要があるため、利用率が低い状況にある。</p> <p>○蔵書検索が可能であっても、貸出し、返却が不便であると、図書・資料が活用されにくいままとなってしまうため、「東大阪市立学校園文書等集配業務」の活用その他の方法により来所しなくても受渡しが可能となるよう、検討を進める必要があると考える。</p>
教職員研修経費	
委託研究に関する見積りの入手について【監査の結果 17】	<p>○KWM モデル事業における九州工業大学との共同研究について、契約書には直接経費の内容や内訳金額の記載がないまま契約されており、契約前における相手方からの見積書の入手も行われていなかった。</p> <p>○このため、支出予算と実績の対比ができず、結果的に当該支出が適切であったかどうかの検証が行えない状況のまま、契約金額が支出された。</p> <p>○契約締結前に見積書を入手するとともに、直接経費の内訳を契約書上明記するなど、直接経費の内訳を明確化した上で支出する必要があったものとする。</p>

(9) 学校園における事務の執行

監査の結果及び意見	
学校園配当予算の執行	
個人的な立替えによる切手の購入について【監査の結果 18】	
<p>○実地監査を行った学校において、平成 28 年度末において、発送すべき郵便物があったが切手の在庫がゼロとなっていたため、事務職員が切手代を立て替えていたものがあった。</p> <p>○職員の個人的な立替えによる切手の購入は避ける必要がある。</p>	
日新高等学校における LAN 配線業務委託に係る仕様書について【意見 44】	
<p>○本件業務委託に係る仕様書及び見積書における作業内容の記載が具体的内容の乏しいものとなっており、金額の妥当性を確認することが困難な状況となっていた。</p> <p>○今後、同様の契約を行う際には、仕様書については工事前後の配線図を盛り込むなど具体的な記載内容とし、見積書についても項目ごとの一式金額ではなく、その内訳を記載したものを入手しておくことが望ましい。</p>	
物品管理	
備品管理の適正化について【監査の結果 19】	
<p>○実地監査を行った学校において、備品管理の状況を確認したところ、備品台帳（カード）の更新が滞っていたり、棚卸しを実施していなかったりして、備品管理の適正化が必要と認められる状況が見受けられた。</p> <p>○備品管理の取組み状況は学校によって様々となっているのが現状であるため、施設整備課の主導により、学校園における棚卸しの実施を支援したり、事務職員の研修を行ったりするなど、全体の管理水準を向上させる必要がある。</p>	
毒劇物管理の適正化について【監査の結果 20】	
<p>○実地監査を行った学校の中に、理科準備室における毒劇物の管理について、硫酸以外は無施錠で保管されており、管理台帳も古いノートがあるだけで最近の使用状況が不明となっている学校が見受けられた。</p> <p>○教育委員会においても、同様の改善すべき事象が他の学校園において発生していないか把握し、学校園に対して注意喚起する必要がある。</p>	

監査の結果及び意見

学校徴収金の管理

現金及び預金の管理の厳格化について【監査の結果 21】

- 各学校園において徴収した学校徴収金の残高は、現金又は預金として保管されることになるため、金銭出納簿として、現金出納簿及び預金出納簿を適切に作成することが必要である。
- しかし、実地監査を行った学校において、現金及び預金の管理水準の違いが見受けられ、金銭出納簿については、作成されている学校においても校園長による確認は行われていなかった。
- 学校徴収金に係る現金出納簿及び預金出納簿を適切に作成した上で、校園長が定期的に現金及び預金の実際の残高と一致していることを確認する必要がある。

学校徴収金に係る現金及び預金の現物管理について【意見 45】

- 学校園における現金の盗難や紛失へのリスクに備えるため、徴収した学校徴収金が一定額に達した場合には必ず預金に入金する、納入業者等への支払いについて、集金の直前に預金から出金する、又は振込みによる支払いを要請するなどの対策が考えられる。
- また、預金については、通帳と印鑑を同一人が持ち出すことのできる状況とならないように、それぞれ別の管理責任者を置き、別の場所に保管することとし、相互牽制を働かすことが望ましい。

物品の検収時の取扱いについて【意見 46】

- 学校徴収金により購入した物品についての検収手続きについて、明確にルール化されておらず、検収した記録が残されていないものが見受けられた。
- 学校徴収金により購入した物品についても、公費により購入した物品に準じて、事務職員等及び校園長による検収を行うこととし、その記録を残しておくことが望ましい。

学校徴収金に係る予算及び決算の通知について【意見 47】

- 保護者に対する学校徴収金に係る予算及び決算の通知について、各学校による取扱いが様々となっている状況であり、より一層の透明性を確保するため、教育委員会において、予算・決算の保護者への通知にあたっての一定の指針を作成し、学校徴収金等取扱いマニュアル（以下「徴収金マニュアル」という。）に盛り込むことが望ましい。
- 決算報告について、担任教員名義で保護者に通知している学校が見受けられたが、学校徴収金は校園長に対して信託されているものであることにかんがみると、校園長名義で通知することが望ましい。

監査の結果及び意見
学校徴収金に係る監査体制の確立について【監査の結果 22】
<p>○徴収金マニュアルには、2名以上の監査委員（東大阪市監査委員を指すものではない。）による徴収金の監査、教育委員会による抽出監査の実施などが記載されている。</p> <p>○しかし、往査した学校において、徴収金マニュアルに記載された学校徴収金に係る監査は実施されていなかった。</p> <p>○事務職員等や校舎長とは別の第三者による監査は透明性確保のために有用であることから、実態に即した実施可能な監査体制を確立する必要がある。</p>
学校徴収金の滞納に伴う問題点【意見 48】
<p>○学校園によっては、学校徴収金の支払いを滞る保護者が存在し、督促等の対応のため、労力を費やすことを余儀なくされている場合がある。</p> <p>○滞納となった学校徴収金の回収に向けた各学校園の取組みについて研修会で共有化したり、対応策の事例集を教育委員会の主導で作成したりして実際に対応する学校園の取組みを支援する方策を検討することが望ましい。</p>
学校園関係団体の事務の取扱いについて【意見 49】
<p>○PTA や同窓会などの学校園関係団体の会計について、学校園に配置された事務職員が実施していることが多い状況にある。</p> <p>○学校園関係団体は学校とは異なる団体であり、他の学校徴収金とは性質を異にするものであることから、正式に学校園関係団体から事務処理の委任を受けるなど、事務職員が学校園関係団体の事務に携わる根拠を明確化しておくことが望ましい。</p>
公費と私費の負担関係の明確化について【意見 50】
<p>○教育政策室において実施されている学校徴収金の徴収状況に関する調査における「公費負担が望ましいもの」の分布をみると、「私費負担が望ましいもの」を含めた総額の分布と比べて、学校間のばらつきが大きい状況となっていた。</p> <p>○この調査は、学校園からの報告をそのまま集計しているとのことであり、まずは、実態に即した報告になっているのか、確認する必要がある。その上で、本来、公費で負担すべきものについて、保護者に負担を求める結果となっており、学校園間における負担額の格差が生じているとするならば、是正に向けた方策を検討する必要がある。</p>

監査の結果及び意見

学校徴収金に係る事務の統一化について【意見 51】

- 学校徴収金の取扱いについては、徴収金マニュアルによって、一定の指針が示されているが、具体的な事務の詳細については、各学校園に委ねられている状況であることから、事務職員の転勤の際は、まずはその学校園の学校徴収金に係る事務を理解するのに苦労するとの意見も聞かれたところである。
- 学校園の規模や過去の経緯により、学校徴収金に係る事務を完全に統一することが困難であることは理解できるが、最低限遵守すべき基準を徴収金マニュアルに補足するなどして、可能な限り、事務の統一化を図ることを検討すべきである。
- さらに、昨今、教員の長時間勤務の是正の必要性が指摘されており、平成 29 年 12 月に文部科学省「中央教育審議会初等中等教育分科会」に設置された特別部会から公表された中間まとめでは、文部科学省と先進的な地方公共団体が協力し、学校徴収金の公会計化に向けた好事例を形成していく必要があるとされている。
- 東大阪市においても、このような先進的な他の地方公共団体における取組みも参考にして、学校徴収金の事務のあり方についての検討を行う必要がある。

以 上